議案第６２号

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部改正について

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和７年６月５日提出

山都町長　坂本　靖也

（提案理由）

地域優良賃貸住宅おおるりメゾンド浜町の管理に際し、入居資格喪失者の認定を受けた者に対する住宅の明渡しを求める運用を整備する必要があることから、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町すくすく子育て支援住宅条例の一部を改正する条例

山都町すくすく子育て支援住宅条例（令和４年山都町条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第５条中「申込時点」を「申込みの時」に改める。

第９条第１項中「次に」を「、次の各号に」に改め、同条第２項中「前項に定める」を「前項に規定する」に、「同項各号に定める」を「、同項各号に掲げる」に改め、同条第３項中「第１項に規定する期間（前項の規定する期間を含む）内」を「前２項に規定する期間内」に改め、同条第４項中「地域優良賃貸住宅の入居可能日」を「、地域優良賃貸住宅の入居可能日」に改める。

第１５条第１項中「第３０条第２項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は」を「第３０条第３項に規定する期限若しくは」に、「、第３４条第１項」を「又は第３４条第１項の規定」に改める。

第２９条第１項第１号中「３月３１日を迎えた」を「３月３１日が到来した」に改め、同項第３号中「婚姻関係を解消し、又は事実上」を「婚姻関係又は事実上の」に、「解消後」を「解消された後」に改める。

第３０条の見出し中「明渡請求」を「明渡請求等」に改め、同条中第３項を第４項とする。

第３０条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定により地域優良賃貸住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、次項に規定する期限に、当該地域優良賃貸住宅を明け渡さなければならない。

第３１条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第３１条　町長は、第２９条第１項第１号、第２号又は第３号の規定のいずれかに該当するものとして入居資格喪失者として認定され前条第１項の規定による請求を受けた者が同条第３項に規定する期限に当該地域優良賃貸住宅を明け渡さないときは、当該期限の日の翌日から当該地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種家賃の額の２倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

２　前条第１項の規定による請求を受けた入居資格喪失者のうち第２９条第１項第４号の規定に該当するもの（同項第１号、第２号又は第３号に該当するものを除く。）が前条第３項に規定する期限が到来してもなお当該地域優良賃貸住宅に継続して入居を続けるときは、入居者は、同項の期限が到来した日の翌日から当該地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、第１０条に規定する近傍同種家賃の額に相当する額の賃料を支払わなければならない。

第３２条を次のように改める。

（報告の徴収）

第３２条　町長は、第５条、第１４条又は第２９条の規定の施行に必要な限度において、本人その他の関係人から、当該必要な事項について報告を求めることができる。

第３４条第１項各号列記以外の部分中「当該地域優良賃貸住宅」を「地域優良賃貸住宅」に改める。

第３６条の見出しを「（使用資格を有する者）」に改め、同条中「条件（以下「使用者資格」という。）を具備する者」を「要件を備える者（以下「使用資格を有する者」という。）」に改め、同条第４号を削る。

第３８条中「使用者資格を具備する者は、駐車場」を「使用資格を有する者が駐車場」に改め、「、その使用について」を削る。

第４０条第１項中「（次項及び第３項において「期限」という。）」を削り、「手続き」を「手続」に改め、同条第２項中「前項に規定する手続きを期限内」を「使用の手続を前項に規定する期間内」に、「当該期限」を「当該期

間」に改め、同条第３項中「期限内（前項の規定により延長された場合を含む。）に第１項に規定する手続をしない」を「前２項に規定する期間内に使用の手続を行わない」に改める。

第４１条各号列記以外の部分中「次の各号」を「使用者が次の各号」に、「駐車場」を「当該使用者に対して」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第３０条及び第３１条の規定は、この条例の施行の日以後において入居の申込みを行った入居者について適用し、同日前において入居の申込みを行った入居者については、なお従前の例による。

山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(入居資格を有する者)	(入居資格を有する者)
第5条　地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、入居の申込時点において、次に掲げる要件を備える者(以下「入居資格を有する者」という。)でなければならない。	第5条　地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、入居の申込みの時において、次に掲げる要件を備える者(以下「入居資格を有する者」という。)でなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(住宅入居の手続)	(住宅入居の手続)
第9条　前条の規定により入居の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、当該決定のあった日の翌日から起算して10日以内に次に掲げる入居の手続をしなければならない。	第9条　前条の規定により入居の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、当該決定のあった日の翌日から起算して10日以内に、次の各号に掲げる入居の手続をしなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
2　地域優良賃貸住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。	2　地域優良賃貸住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に、同項各号に掲げる手続をしなければならない。
3　町長は、地域優良賃貸住宅の入居決定者が第1項に規定する期間(前項の規定する期間を含む)内に入居の手続をしないときは、地域優良賃貸住宅の入居の決定を取り消すことができる。	3　町長は、地域優良賃貸住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に入居の手続をしないときは、地域優良賃貸住宅の入居の決定を取り消すことができる。
4　町長は、地域優良賃貸住宅の入居決定者が入居の手続を完了したときは、当該入居決定者に対して、速やかに地域優良賃貸住宅の入居可能日を通知するものとする。	4　町長は、地域優良賃貸住宅の入居決定者が入居の手続を完了したときは、当該入居決定者に対して、速やかに、地域優良賃貸住宅の入居可能日を通知するものとする。
5　（略）	5　（略）

(家賃)

第15条　町長は、入居者から第9条第4項の入居可能日から当該入居者が地域優良賃貸住宅を明け渡した日(第30条第2項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第34条第1項　　による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2・3　(略)

(入居資格喪失者の認定)

第29条　町長は、入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、すみやかに当該入居者にその旨を通知するものとする。

(1)　その同居する子ども(複数あるときは最年少である子どもに限る。)の年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日を迎えた　とき。

(2)　(略)

(3)　婚姻関係を解消し、又は事実上婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消後　　、地域優良賃貸住宅に居住を継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。

(4)　(略)

2　(略)

(入居資格喪失者に対する明渡請求　)

第30条　(略)

(家賃)

第15条　町長は、入居者から第9条第4項の入居可能日から当該入居者が地域優良賃貸住宅を明け渡した日(第30条第3項に規定する期限若しくは　　明け渡した日のいずれか早い日又は第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2・3　(略)

(入居資格喪失者の認定)

第29条　町長は、入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、すみやかに当該入居者にその旨を通知するものとする。

(1)　その同居する子ども(複数あるときは最年少である子どもに限る。)の年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日が到来したとき。

(2)　(略)

(3)　婚姻関係又は事実上の　　婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消された後、地域優良賃貸住宅に居住を継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。

(4)　(略)

2　(略)

(入居資格喪失者に対する明渡請求等)

第30条　(略)

2　前項の規定により地域優良賃貸住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、次項に規定する期限に、当該地域優良賃貸住宅を明け渡さなければならない。

2　前項 の期限は、当該入居者が入居資格喪失者の通知を受領した日以後における最初の3月31日から起算して6月を経過した日の翌日とする。	3　第1項の期限は、当該入居者が入居資格喪失者の通知を受領した日以後における最初の3月31日から起算して6月を経過した日の翌日とする。
3　（略）	4　（略）
(入居資格喪失者に対する家賃) 第31条　前条第1項の規定による請求を受けた入居資格喪失者が同条第2項の期限が到来してもなお当該地域優良賃貸住宅に継続して入居を続けるときは、入居者は、同項の期限が到来した日の翌日から当該地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、第10条に規定する近傍同種家賃の額に相当する額の賃料を支払わなければならない。	第31条　町長は、第29条第1項第1号、第2号又は第3号の規定のいずれかに該当するものとして入居資格喪失者として認定され前条第1項の規定による請求を受けた者が同条第3項に規定する期限に当該地域優良賃貸住宅を明け渡さないときは、当該期限の日の翌日から当該地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 2　前条第1項の規定による請求を受けた入居資格喪失者のうち第29条第1項第4号の規定に該当するもの(同項第1号、第2号又は第3号に該当するものを除く。)が前条第3項に規定する期限が到来してもなお当該地域優良賃貸住宅に継続して入居を続けるときは、入居者は、同項の期限が到来した日の翌日から当該地域優良賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、第10条に規定する近傍同種家賃の額に相当する額の賃料を支払わなければならない。
(所得状況等の報告の請求等) 第32条　町長は、第5条の規定による入居資格の確認、第14条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第29条による入居資格喪失者の認定に関し必要があると認めるときは、入居者の所得の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。	(報告の徴収) 第32条　町長は、第5条、第14条又は第29条の規定の施行に必要な限度において、本人その他の関係人から、当該必要な事項について報告を求めることができる。

2　町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。	
3　町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。	
(住宅の明渡請求)	(住宅の明渡請求)
第34条　町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該地域優良賃貸住宅の明渡しを請求することができる。	第34条　町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、地域優良賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
(使用者の資格)	(使用資格を有する者)
第36条　駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件(以下「使用者資格」という。)を具備する者でなければならない。	第36条　駐車場を使用することができる者は、次に掲げる要件を備える者(以下「使用資格を有する者」という。)でなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　第34条第1項各号のいずれの場合にも該当しないこと。	(4)　削除
(使用の申込み)	(使用の申込み)
第38条　使用者資格を具備する者は、駐車場を使用しようするときは、規則で定めるところにより、その使用について、町長に申込みをしなければならない。	第38条　使用資格を有する者が駐車場を使用しようするときは、規則で定めるところにより、町長に申込みをしなければならない。
(使用の手続)	(使用の手続)
第40条　使用決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内(次項及び第3項において「期限」という。)に、規則で定めるところにより、使用の手続きをしなければならない。	第40条　使用決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に、規則で定めるところにより、使用の手続をしなければならない。
2　町長は、使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続き	2　町長は、使用決定者がやむを得ない事情により使用の手続を前項に規

を期限内　　にすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。 3　町長は、使用決定者が期限内(前項の規定により延長された場合を含む。)に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。 (使用許可の取消し) 第41条　町長は、次の各号　　のいずれかに該当する場合において、駐車場　　の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。 (1)～(6)　（略）	定する期間内にすることができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。 3　町長は、使用決定者が前2項に規定する期間内に使用の手続を行わない　　ときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。 (使用許可の取消し) 第41条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該使用者に対しての使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。 (1)～(6)　（略）